

第5章 東海地震等に関する事前対策活動 (地震防災強化計画)

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、大震法の成立以来四半世紀を経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い、公表した。その結果を踏まえて、平成14年4月24日には長野県内では本村を含めた13市町村が新たに指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は25市町村（平成24年4月1日現在）となった。

このため、村は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合、又は東海地震に関連する情報が発せられた場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止する。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。(P.503)

第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 東海地震に関する情報時の体制

1 配備基準

村長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報の種別	活動体制	非常配備要員	業務内容
東海地震に関する調査情報（臨時） （安心情報は除く） （カラーレベル 青）	東海地震観測体制	各課長以上 総務課全員	○東海地震に関する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合） （カラーレベル 黄）	東海地震注意体制	全職員	①東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置の準備 ③地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報 （カラーレベル 赤）	警戒宣言発令	全職員	①地震災害警戒本部の設置
	東海地震警戒体制	全職員	①東海地震予知情報等の収集及び伝達 ②村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び県への報告 ③村内における地震応急対策の総合調整及び推進 ④地震防災応急対策の実施
発災	全体体制	全職員	①地震災害対策本部の設置 ②応急対策活動

※ 「東海地震に関する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行われなかったとされている。

第2 地震災害警戒本部の設置

村長は、警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合、直ちに原村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表されたとき並びに警戒宣言が解除されたとき、又は他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

第3 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令（以下「大震法施行令」という。）、原村地震災害警戒本部条例及び原村地震災害警戒本部規則に定めるところによる。

1 警戒本部の構成

警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	村長
副本部長	副村長
本部員	教育長、総務課長、住民財務課長、保健福祉課長、農林課長、商工観光課長、建設水道課長、子ども課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計室長、消防室長、茅野警察署原駐在所長、原村消防団長、原村商工会長、原郵便局長、信州諏訪農業協同組合原村支所長
本部職員	本部員を除く村職員

2 組織及び事務分掌

警戒本部の組織及び事務分掌は、別表に定めるとおりとする。

資料編	・原村地震災害警戒本部条例 (P. 1315) ・原村地震災害警戒本部規則 (P. 1316)
-----	--

第4 地震防災応急対策要員の参集

1 地震予知情報等の伝達

村は、県から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「地震予知情報等」という。）を受領したときは、勤務時間内においては、速やかに村長へ伝達を行う。また、庁内放送等により職員に対して周知徹底を図るとともに、村の管理する施設管理者等に対して速やかにその旨を電話等を活用して伝達する。勤務時間外においては、宿日直者は速やかに総務課長及び関係課長等に通知するとともに、総務課長は村長又は副村長に報告し、関係課長は各職員に伝達する。また、総務課長は住民に対して、有線放送、緊急メール、ホームページ、広報車、消防団等を通じて地震予知情報等の周知徹底を図る。

2 職員の参集時の義務

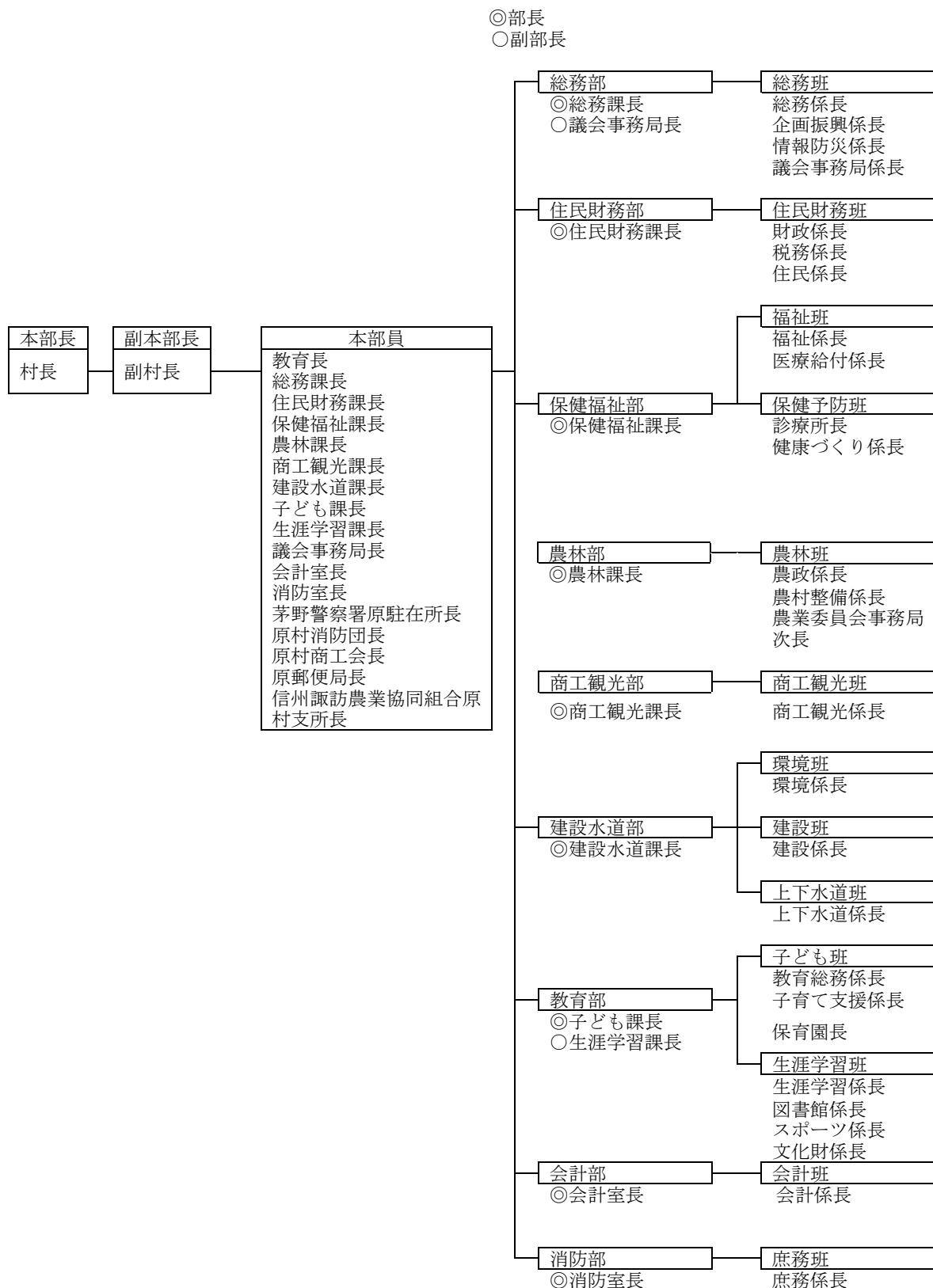
配備職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

3 参集場所

非常配備職員は、村役場庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従う。

別表

1 原村地震災害警戒本部組織図



2 原村地震災害警戒本部の事務分掌

原村地震災害警戒本部

本部長：村長

副本部長：副村長

本部員：教育長、総務課長、住民財務課長、保健福祉課長、農林課長、商工観光課長、建設水道課長、子ども課長、会計室長、議会事務局長、消防室長、消防団長、茅野警察署職員、その他村長が指名する者

部（部長）	班（班長） 班 員	分掌事務
総務部 （総務課長）	総務班 （総務係長） 総務係 企画振興係 情報防災係 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営全般に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 被害状況の統括、収集及び伝達に関すること。 4 避難勧告又は指示に関すること。 5 庁舎、通信施設及び公用車の保全、管理全般に関すること。 6 民間車両の調達、運輸業者の応援体制づくり及び連絡、調整に関すること。 7 自衛隊派遣要請に関すること。 8 関係機関、団体に関する協力・応援要請に関すること、並びに連絡調整に関すること。 9 区長会の応援体制づくり及び連絡、調整に関すること。 10 職員の動員に関すること。 11 緊急輸送車両に関すること。 12 防災行政無線に関すること。 13 災害救助法による救助の適用に関すること。 14 災害弔慰金の支給等に関すること。 15 広報活動に関すること。 16 臨時広報紙の発行に関すること。 17 放送・新聞機関との連絡、調整に関すること。 18 有線放送施設の保守、管理に関すること。 19 気象情報等の収集、伝達に関すること。 20 被災者に対する広聴活動に関すること。 21 災害の記録に関すること。 22 議会において必要とする事務に関すること。 23 諏訪広域連合との連絡調整に関すること。 24 その他の部の分担任務に属さない事項に関すること。

<p>住民財務部 (住民財務課長)</p>	<p>住民財務班 (財政係長) 財政係 税務係 住民係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策経費の予算措置に関すること。 2 村有財産、公共施設の災害対策及び被害調査、報告に関すること。 3 応急対策物資の購入経理に関すること。 4 被災納税者の減免、徴収猶予に関すること。 5 村民税関係被害の調査、報告に関すること。 6 資産税関係被害の調査、報告に関すること。 7 被災世帯の被害状況の調査、報告に関すること。 8 避難誘導に関すること。 9 避難所の開設及び運営に関すること。 10 避難者の救護及び避難者名簿の作成に関すること。 11 災害時の埋火葬の許可に関すること。 12 罹災証明書、その他の証明書の発行に関すること。 13 遺体の捜索及び処置に関すること。 14 食料等の確保・調達に関すること。 15 被災者等の要望、相談に関すること。 16 他の対策部の応援に関すること。
<p>保健福祉部 (保健福祉課長)</p>	<p>福祉班 (福祉係長) 福祉係 医療給付係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅寝たきり高齢者、心身障害（児）者、福祉家庭等の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること。 2 要配慮者の安全確保対策に関すること。 3 炊き出しその他食品の給与に関すること。 4 被服・寝具その他生活必需品の給貸与に関すること。 5 救援物資及び見舞金等の配布に関すること。 6 日本赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。 7 保育所、社会福祉施設等の災害対策に関すること。 8 保育所、社会福祉施設等の被害状況の調査、報告に関すること。 9 社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 10 ボランティアの受入等に関すること。 11 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関すること。 12 義援金の配分に関すること。 13 救援物資の仕分け、配分に関すること。
	<p>保健予防班 (健康づくり係長) 健康づくり係 診療所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班・防疫班の編成及び出動に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 医薬品等の調達確保に関すること。 4 医療・保健施設利用者の避難救助に関すること。 5 医療・保健施設の被害状況の調査、報告に関すること。 6 応急対策及び復旧に関すること。 7 臨時予防接種に関すること。 8 医師会との連絡調整に関すること。 9 栄養士、保健師による避難者の健康相談に関すること。

<p>農林部 (農林課長)</p>	<p>農林班 (農政係長) 農政係 農村整備係 農業委員会 事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、林業関係の災害対策に関すること。 2 農業、林業施設の被害調査、報告に関すること。 3 農業、林業施設の応急対策及び復旧に関すること。 4 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関すること。 5 応急資機材の調達、確保に関すること。 6 営農資金、農林資金等の融資あっせんに関すること。 7 被災農家の災害融資及び営農指導に関すること。 8 家畜及び畜産施設の被害状況の調査、報告に関すること。 9 被災家畜の飼料・防疫・診断に関すること。 10 死亡獣畜処理に関すること。
<p>商工観光部 (商工観光課長)</p>	<p>商工観光班 (商工観光係長) 商工観光係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工・観光施設の災害対策に関すること。 2 商工・観光施設利用者の応急対策及び施設の復旧に関すること。 3 商工・観光施設の被害状況の調査、報告に関すること。 4 商工・観光資金の融資あっせんに関すること。
<p>建設水道部 (建設水道課長)</p>	<p>環境班 (環境係長) 環境係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅復興資金に関すること。 2 環境衛生団体の応援体制づくり及び連絡調整に関すること。 3 被災地の清掃、廃棄物の処理に関すること。 4 災害による生活環境の確保に関すること。 5 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。
	<p>建設班 (建設係長) 建設係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。 3 公共土木事業及び建築事業者への協力依頼に関すること。 4 公共土木施設の危険箇所及び迂回路線等の公示等に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 土木業者及び土木用重機械類の応援体制づくり並びに連絡調整に関すること。
	<p>上下水道班 (上下水道係長) 上下水道係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活用水の調達・確保に関すること。 2 上下水道施設の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。 3 上下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 5 飲料水の確保及び供給に関すること。 6 給水機器及びその修理資材の確保に関すること。 7 仮設トイレの調達、設置に関すること。

教育部 (子ども課長)	子ども班 (教育総務係長) 子育て支援係 保育園	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児・児童・生徒の安全確保対策及び避難救助に関すること。 2 保育・教育関係施設の被害状況の調査、報告に関すること。 3 災害時の応急教育に関すること。 4 被災園児・児童・生徒の把握に関すること。 5 学用品の調達配布に関すること。 6 学校等への避難所開設時の協力に関すること。 7 教職員の災害対策のための確保・動員に関すること。 8 被災園児・児童・生徒の育英・奨学に関すること。 9 教育関係義援金・義援物資の受付等に関すること。 10 教育関係義援金・義援物資の受付等に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習係長) 生涯学習係 図書館係 スポーツ係 文化財係	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 社会教育施設等への避難所開設時の協力に関すること。 3 社会教育施設等利用者の安全対策及び避難救助に関すること。 4 文化財の災害対策に関すること。 5 文化財の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。
会計部 (会計室長)	会計班 (会計係長) 会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の調達に関すること。 2 災害応急救助費の出納に関すること。 3 義援金の受付保管に関すること。
消防部 (消防室長)	庶務班 (庶務係長) 庶務係	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等各種情報の収集、報告及び伝達に関すること。 2 消防本部との連絡調整に関すること。 3 応急資機材の調達及び確保に関すること。 4 消防団及び関係機関との連絡調整に関すること。 5 消防施設に関すること。 6 被災者の救助及び救急活動に関すること。 7 火災、水防の警戒、防ぎよに関すること。 8 行方不明者及び死体の捜索に関すること。 9 被災地の警備に関すること。

(注) 各班が分掌事務を推進する場合、ほかの班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施する。

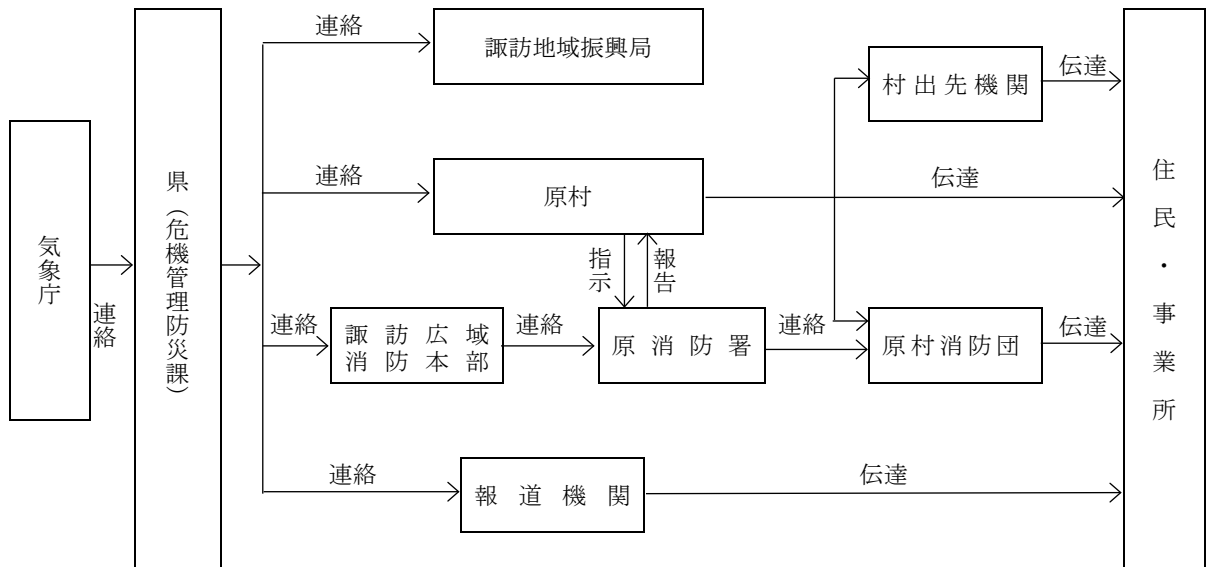
第3節 情報収集伝達計画

第1 地震予知に関する情報等の伝達

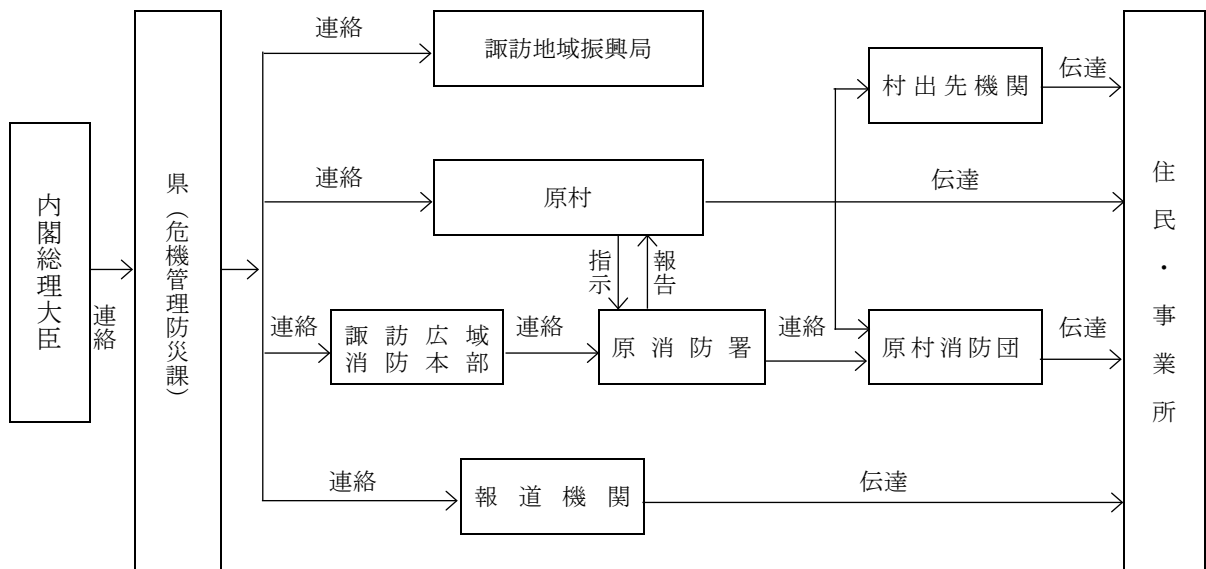
警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 伝達系統

(1) 東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報



(2) 警戒宣言



2 職員への伝達方法

職員への伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線及び電話等によるものとし、勤務時間外においては、職員参集メール及びあらかじめ定めた非常連絡網により電話等にて行う。

また、自ら管理する施設等に対しても速やかに電話等により伝達するものとするが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ東日本

電信電話株式会社長野支店に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。

3 住民等に対する伝達手段

村は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な地震予知情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。

- (1) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。）
- (2) N T T 電話
- (3) C A T V
- (4) 有線放送（音声告知放送・サラダチャンネル）
- (5) ホームページ
- (6) 緊急メール

〔参考〕 「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （2箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注：各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集・伝達

村は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、村警戒本部が収集する主な情報と県警戒本部への報告ルートは、次のとおりとする。

調査事項	報告ルート
医療機関等の診療状況、救護医療の出勤体制	病院管理者—村警戒本部—保健福祉事務所（保健所）—県警戒本部（健康福祉部） 日本赤十字社長野県支部—（村警戒本部）—県警戒本部（健康福祉部） （社）県医師会—（村警戒本部）—県警戒本部（健康福祉部）
主要食料等の在庫状況	村警戒本部—関東農政局長野県拠点—県警戒本部（農政部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社—（村警戒本部）—県警戒本部（企画振興部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者—（村警戒本部）—県警戒本部（危機管理部）
道路の交通規制の状況、車両通行状況	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱—（村警戒本部）—県警戒本部（建設部） 村警戒本部—地方整備局—県警戒本部（建設部） 村警戒本部—建設事務所—県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	（社）県トラック協会—（村警戒本部）—県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、スーパーの営業状況	村警戒本部—地方事務所—県警戒本部（危機管理部）
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	村教育委員会—教育事務所—県警戒本部（教育委員会）

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第2 活動の内容

- 1 広報は、住民、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に対して、CATV、音声告知放送、ホームページ、緊急メール、広報車、地震防災信号等により行い、状況に応じて消防団、区長等の協力を得て住民に周知する。

なお、外国籍住民や要配慮者など、情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、文字放送など様々な広報手段を活用して行う。また、視覚障害者や要援護者等への連絡については、社会福祉協議会職員及び福祉担当職員が個々に当たるものとする。

- 2 広報の内容

- (1) 東海地震注意情報受理時

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
 - イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
 - ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
 - エ その他必要な事項

- (2) 警戒宣言発令後の警戒本部設置時

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等の内容
 - イ 主な交通機関の運行状況及び道路交通状況
 - ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
 - エ ライフラインに関する情報及び生活関連情報
 - オ 事業者及び各家庭においてとるべき措置
 - カ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
 - キ 自主防災組織に対する防災活動の要請
 - ク 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
 - ケ 金融機関等が講じた措置に関する情報
 - コ その他の必要な事項

第3 問い合わせ窓口

住民からの問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置を講じる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講じる。

また、避難の勧告又は指示（緊急）の対象となる、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難を実施するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動の内容

1 避難対象地区の設定

(1) 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

- ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
- イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- ウ その他村長が危険と認める地域

(2) 避難対象地区の住民等に広報車、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び勧告又は指示（緊急）の伝達方法等について十分徹底を図る。

(3) 警戒宣言が発せられたとき、村長は避難対象地区に避難の勧告又は指示（緊急）を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、地区（自治会）、自主防災組織、住民及び関係者に対し次の指導を行う。

- ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 避難場所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 避難行動要支援者の避難救護

(4) 住民は、平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等、地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

(1) 村は茅野警察署、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。

(2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管

理に支障のないよう地区の実態に応じて茅野警察署と調整しておく。

- (3) 車両避難対象地区については、各地域における指定緊急避難場所の設置等環境の変化に応じてその都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 要配慮者に対する支援措置

(1) 要介護者の有無等の把握

村は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等、他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

(2) 避難時の援護

警戒宣言が発せられた場合、要介護者のうち自主避難の希望者及び自主防災組織等から収容の要請があった者については、村長の指定する施設に収容するものとし、施設までの搬送は、原則として親族又は自主防災組織が指定する者とし、村は介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

(3) 収容者への救護

警戒宣言発令後、村は(2)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(4) 外国籍住民、外来者等への対応

村は、外国籍住民、外来者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

(5) 滞留旅客の避難対策については、事前に各事業者と十分調整しておく。

4 要配慮者関連施設における避難対策

(1) 村は避難対象地区内の要配慮者関連施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。）

イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等

ウ 「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」

（以下「屋内避難指針」という。）に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(2) 要配慮者関連施設の管理者は、村との調整のうえ、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講じる。

ア 夜間・休日を含めた連絡体制

イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等

ウ 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 滞留旅客への対応

滞留旅客の避難対策については、事前に各事業者と十分調整しておく。

6 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については屋内避難指針の基準を満たす避難施設を選定し、屋内避難の対象とする。
- (2) 村長は屋内避難指針に従い、公立小・中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な原小学校体育館を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握する。
- (3) 村長は選定した屋内避難施設を住民に周知する。
- (4) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

7 避難活動

- (1) 村は、避難状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- (2) 避難地の設置及び運営については次により行う。
 - ア 避難地での生活が円滑に行えるように、必要に応じて仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。

また、避難生活の維持に当っては、地区（自治会）、自主防災組織の協力を得る。
 - イ 避難地で生活する者は、避難の勧告又は指示（緊急）を受けた者、自主避難をした者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講じる。
 - ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - エ 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - オ 避難地の運営は、地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て村が行う。
 - カ 避難地には、運営のため必要な村職員を派遣するとともに、必要により、安全確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。
- (3) 住民及び地区（自治会）、自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し、村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保し、村は住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。また、地震発生時の飲料水確保について、村は必要な措置を講じる。

第2 活動の内容

1 食料等の確保

村は、地震発生に備え、村の備蓄物資の放出準備及び食料の調達に努める。

また、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、信州諏訪農業協同組合から円滑かつ適切な供給が得られるよう、流通食料品の現状を把握するとともに、受入れ体制の確立を図る。また、主要食料と合わせて副食物、食器類等の調達についても、村内商工業団体等と連絡調整を図る。

- ・ 主要食料・・・米、菓子パン、レトルト食品、粉ミルク等
- ・ 副食物・・・・・・缶詰、果物等
- ・ 調味料・・・・・・塩、醤油、味噌等
- ・ 食器類・・・・・・なべ、はし、紙皿、紙コップ、哺乳びん等

2 生活必需品の確保

村は、直ちに備蓄している毛布の放出準備を行う。また、協定に基づき、信州諏訪農業協同組合から円滑かつ適切な供給が得られるよう、流通生活必需品の現状を把握するとともに、受入れ体制の確立を図る。

また、大規模地震発生時に広域的な応援要請が図られるよう、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書」を締結している市町村と連絡調整を図る。

なお、生活必需品を扱う小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止を図り、極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

- ・ 生活必需品・・・毛布、下着、濡れティッシュ、タオル、トイレットペーパー、懐中電灯、燃料、紙おむつ、生理用品等

3 飲料水の確保計画

- (1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 物資拠点の開設準備を行う。
- (5) 応急復旧体制の準備を行う。
- (6) 住民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連絡を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えけるとともに、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、救護所を避難地に設置する。

- (1) 諏訪郡医師会等に対して救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材を配備し、受入れ態勢を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

2 保健衛生体制の確立

村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は自己完結の努力をする。

- (1) し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について資機材を準備する。
- (2) 住民は、し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する。

3 医薬品等の確保

村は、地震発生に備え、原村国保診療所に対して、医薬品等の点検整備、また転倒防止措置等の対策を行うよう指示するとともに、「災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書」に基づき地震発生時に迅速に必要な医薬品等の供給が得られるよう、諏訪中央病院組合と連絡調整を図る。

・ 応急医薬品……包帯、ガーゼ、脱脂綿、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、三角巾等

4 救助資機材の確保

村は、原消防署と連携して救助資機材の点検整備に努め、地震発生時に迅速に救助活動できるよう努める。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)・ 災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1350)・ 災害用備蓄医薬品の補充に関する覚書 (P. 1356)・ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (P. 1357)・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)
--

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

小学校、中学校、幼稚園及び保育所（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と綿密な連携をとり、児童生徒及び幼児（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講じる。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の作成や対策を実施する。

第2 活動の内容

学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業、保育又は学校行事、保育所行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校又は休所（園）とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登所（園）しない。

なお、遠距離通学、通所（園）などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとる。

1 児童生徒の安全対策

- (1) 児童生徒の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や、直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部又は村教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、村警戒本部又は村教育委員会と協議のうえ、対策を講じる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒等に対し、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 幼児の安全対策

- (1) 幼児については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地又は保育所で保護する。この場合、事前に保護者との打ち合わせのうえ、個々について対応の仕方を確認しておく。
- (2) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する幼児の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部の保健福祉部児童班へ報告する。
- (3) 保護した幼児の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、村警戒本部の保健福祉部児童班と協議のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が保育所への行き帰り中に発令された場合に備え、保護者に対し次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 保育所か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

3 その他の安全対策

社会教育、社会保育等の活動中に警戒宣言が発令された場合、主催者又は指導者は上記児童生徒等の安全対策に準じ保護活動を行う。

第9節 消防・救急救助等対策

第1 基本方針

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、村は村地域防災計画及び村消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防対策活動を実施する。

第2 活動の内容

1 村が実施する計画

- (1) 防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- (4) 区（自治会）、自主防災組織等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (5) 消防団、区（自治会）、自主防災組織の協力を得て、消防団屯所、公民館等に配置した資機材等の確認を行う。

2 消防機関が実施する計画

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- (3) 資機材及び救急資材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- (5) 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。

第10節 警備対策

第1 基本方針

村は、茅野警察署に対し警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施するよう依頼する。

第2 活動の内容

1 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

2 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

3 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地、重要施設等のパトロール強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪、事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講じる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動の内容

1 電力会社(中部電力パワーグリッド株式会社)

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確認する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信(東日本電信電話株式会社長野支店、株式会社NTT・ドコモ長野支店・KDDI株式会社・ソフトバンク株式会社)

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確認する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等の安否確認に必要な措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス(ガス事業者)

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確認する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発令された場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講じる。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 郵便局

- (1) 日本郵便株式会社（信越支社）に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。
- (3) 警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に提示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置を講じる。

第2 活動の内容

- 1 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向についての調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 村内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- 6 住民に対して、集団心理的パニックを防ぐため、冷静な消費行動に努めるよう呼びかける。
- 7 住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより実施する。

なお、村は警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

1 一般道に関する事項

村及び道路管理者は、平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し次の事項について周知徹底を図る。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難するとき	<ul style="list-style-type: none"> 避難するために車両を使用しないこと。 <p>なお、車両避難対象地区を除く。</p>

(1) 警戒宣言が出された場合の交通対策は、次の方針を原則として対処する。

ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 強化地域への一般車両の流入は極力抑制する。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の運行を禁止又は制限する。

2 高速自動車国道に関する事項

高速自動車国道については、一般車両の強化地域内への流入が制限されるとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入も制限されるので、これらの情報について住民に周知する。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、発災後の緊急輸送に備えて、村は輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資等の輸送範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他、警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

第3 緊急輸送ルート

県は、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ強化地域内震災対策緊急輸送路を指定している。

村内に関係する県指定震災対策緊急輸送路は次のとおりである。

〈緊急輸送路線〉

路線名	緊急輸送路確保区間
中央自動車道西宮線	阿智村県境～富士見町県境 [原村内の区間]
主要地方道 茅野北杜葦崎線	茅野市R152号交点～山梨県境 [原村柳沢～原村中新田]
県道 払沢茅野線	分杭信号機～茅野市20号交点 [原村払沢～原村柏木]
県道 払沢富士見線	諏訪南 I. C～上室内信号機 [原村南原～上室内信号機]
村道 払沢ペンション線 (村道1004号線)	原村払沢～鉢巻道路(県道富士見原茅野線)交点 [中央高原入口信号機～原村ペンション]
村道 ハヶ岳ズームライン (村道2016号線)	御射山信号機～鉢巻道路(県道富士見原茅野線)交点 [御射山信号機～原村原山]

(注)・中央自動車道西宮線と主要地方道茅野北杜葦崎線は、長野県地域防災計画に定める緊急交通路交通規制対象予定道路

・緊急輸送路確保区間の [] 内は、村内の指定状況

第4 緊急輸送車両等の確保

- (1) 村は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、緊急輸送車両及び物資輸送拠点の確保を図る。
- (2) 村は、必要に応じて、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

第15節 他機関に対する応援要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策において本部長が必要と認めた場合、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき以下により他の市町村等に対して応援要請する。

第2 活動の内容

応急要請締結状況は、次のとおりである。

協 定 名	締 結 先	応 援 内 容
長野県市町村災害時相互応援協定	県内全市町村	・物資等の提供、あっせん ・人員の派遣等
長野県消防相互応援協定	長野県内消防事務受託市、一部事務組合及び広域連合	・市町村等がそれぞれの消防力を活用した相互応援
災害時の医療救護活動に関する協定書	諏訪郡医師会	・応急医療救護
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	諏訪郡歯科医師会	・応急歯科医療救護
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町	・物資、資機材、車両等の提供 ・職員等の派遣等
災害発生時における原村と原郵便局等の協力に関する協定	原郵便局・富士見郵便局・茅野郵便局	・災害時の相互協力
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	諏訪みどり農業共同組合（現信州諏訪農業協同組合）	・応急生活物資の提供、あっせん
災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書	諏訪中央病院組合	・医薬品の調達、保管
原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	エルシーブイ株式会社	・災害緊急放送
緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定書	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	・応急給水のための連結管設置
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	社団法人長野県建築士会諏訪支部	・避難施設の応急危険度判定実施
災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	・飲料等供給・情報提供
災害発生時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	・情報連絡員の派遣
災害応急対策活動の相互応援に関する協定書	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会加入町村	・応急対策及び復旧対策の相互応援
災害時における応援協力に関する協定書	諏訪生コン協同組合	・消火用水及び資材用砂・砂利等の供給、重機（オペレーター付）の提供、無線車による連絡網の確保、工場敷地の提供
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	長野県石油商業組合、長野県石油商業組合諏訪支部	・緊急車両等への優先給油、指定施設への優先提供、物資の供給及び要因の動員、一時休憩所としての施設の提供等

震災対策編 第5章第15節
他機関に対する応援要請

諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書	諏訪広域連合、6市町村、(一社)岡谷市医師会、(一社)諏訪市医師会、(一社)諏訪郡医師会	・被災した市町村等に対する医療救護の応援活動
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	長野LP協会諏訪支部、一般社団法人長野県LPガス協会	・LPガスに係る保安の確保、避難所・公共施設等災害対策上重要な施設・応急仮設住宅に対するLPガスの供給に関する協力
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部	・応急対応に必要な資機材のレンタルに関する協力
災害時における応急措置に関する協定書	原村建設事業協同組合	・応急対策(人員・資材・機材等の支援)
災害等発生時における遺体搬送に関する協定書	一般社団法人全国霊柩自動車協会、公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会	・霊柩自動車による遺体搬送
大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社	・帰宅困難者対応
災害時における災害救助犬出動に関する協定	特定非営利活動法人救助犬訓練士協会	・災害救助犬出動
災害時における相互応援協定書	宮城県南三陸町	・相互応援
大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	・警戒、避難情報等の発令 ・災害対策資機材の提供 ・大規模土砂災害時等の防災体制確立
災害時における避難所等施設利用に関する協定書	学校法人中野学園	・施設利用
災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書	興亜化成株式会社、HARIO株式会社	・生活物資等の供給
災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所	・電力供給等の相互連携
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	・災害に係る情報発信等
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	社会福祉法人誠心会	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	有限会社宅幼老所とみさと	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	社会福祉法人ひなたぼっこ	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	社会福祉法人りんどう信濃会	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	・災害廃棄物等の処理支援

資料編	<ul style="list-style-type: none">・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)・長野県消防相互応援協定書 (P. 1328)・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)・災害時の医療救護活動に関する協定書 (P. 1337)・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書 (P. 1342)・災害発生時における原村と原郵便局等の協力に関する協定 (P. 1345)・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1350)・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (P. 1357)・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 (P. 1362)・災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)・原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定 (P. 1369)・緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定書 (P. 1372)・災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書 (P. 1376)・災害時における救援物資提供に関する協定書 (P. 1378)・災害発生時の情報交換に関する協定 (P. 1382)・災害応急対策活動の相互応援に関する協定書 (P. 1383)・災害時における応援協力に関する協定書 (P. 1385)・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 (P. 1387)・災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書 (P. 1389)・災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書 (P. 1392)・災害等発生時における遺体搬送に関する協定書 (P. 1395)・大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定 (P. 1398)・災害時における災害救助犬出動に関する協定書 (P. 1402)・災害時における相互応援協定書 (P. 1406)・大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定 (P. 1410)・災害時における避難所等施設利用に関する協定書 (P. 1411)・災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書 (P. 1413)・災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書 (P. 1416)・災害に係る情報発信等に関する協定 (P. 1418)・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「富士見高原医療福祉センター」(P. 1420)・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「宅幼老所とみさと」(P. 1422)・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「社会福祉法人ひなたぼっこ」(P. 1425)・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「社会福祉法人りんどう信濃会」(P. 1427)・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 (P. 1431)
-----	---

第3 協定等に基づく応援要請等の準備

村は災害が発生し、他の市町村等から協定等に基づく応援を受入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。

第4 自衛隊への派遣要請

村長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- 1 派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を希望する区域

震災対策編 第5章第15節
他機関に対する応援要請

4 その他参考になるべき事項

また、地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。

連絡先は、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」のとおり（時間内は第3科、時間外は駐屯地当直司令）。

第5 その他への応援要請

その他、村長は必要に応じて関係機関に応援要請する。

第16節 事業所等対策計画

第1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で、政令で定めるもの。）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を講じる。

なお、一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

第2 活動の内容

1 事業所等が実施する計画

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講じる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い、必要があれば応急修理を実施する。

ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画に基づいて直ちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。

2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。

この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等については適切な措置を講じておく。

第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 基本方針

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第2 活動の内容

1 村職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各施設別に行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、パンフレット等の印刷物、有線放送、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住民の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童生徒等に対する教育

(1) 教職員等への教育

村は、児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して研修会等の機会を通じて地震防災教育を実施する。

(2) 学校等が行う地震防災教育に対する助言等

村は、学校が行う児童生徒等に対する地震防災教育、訓練等に関し、必要な指導及び助言を行う。

(3) 防災上必要な施設管理者等に対する知識

村は、防災上重要な施設の管理者に対し、職員に対する教育に準じた指導を行うとともに、パンフレットの配布等により地震防災知識の普及を積極的に行う。

4 自動車運転者に対する教育

村は、広報誌等を通じ、また、交通安全協会等関係組織の協力を得て、警戒宣言が発せられた場合に運転者がとるべき行動等についての教育を継続的に行う。

教育、広報の内容はおおむね次の事項について行う。

(1) 警戒宣言及び地震予知情報の知識

(2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容

(3) 警戒宣言が発せられた場合及び地震発生時に運転者のとるべき措置